|  |
| --- |
| **横須賀土木事務所所管区域の事前チェック事項** |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** |
| 都市計画法第29条 | ・建築物の建築等の目的で行う土地の区画形質の変更 | 計画建築部まちづくり・建築指導課まちづくり推進班 |
| 都市計画法第37条 | ・開発許可を受けた開発区域内の建築制限 |
| 都市計画法第41条 | ・用途地域の定められていない区域内の許可に基づく建築物の建ぺい率、高さ、壁面の位置等の制限 |
| 都市計画法第42条 | ・開発許可を受けた開発区域内の予定建築物等以外の建築等の制限 |
| 都市計画法第43条 | ・市街化調整区域内のうち開発許可を受けた区域以外の区域内の建築制限 |
| 宅地造成等規制法第８条※ | ・宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更（逗子市、葉山町それぞれの一部区域） |
| 都市計画法第53条 | ・都市計画決定された道路、公園などの都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築制限【葉山町(逗子市、三浦市は除く)】 | 計画建築部許認可指導課 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第７条 | ・急傾斜地崩壊危険区域内における工作物の設置・改造、のり切・切土・掘削・盛土、立木竹の伐採、土砂の採取・集積等に関する行為 |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法） | ・土砂災害特別警戒区域における特定の開発行為に係る許可 |
| 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例第３条 | ・ 砂防指定地における開墾、掘削その他土地の形状変更、建築物、道路、橋りょうその他の施設又は工作物の新設、改設又は除却、土石、鉱物等の採取、たい積又は投棄、竹木の伐採又は滑送若しくは地引きによる運搬、その他治水上砂防のため著しく支障がある行為 |
| 地すべり等防止法第18条 | ・ 地すべり防止区域内における地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為、地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為、のり切又は切土で政令で定めるもの、ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの新築又は改良、そのほか地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの |
| 河川法第55条 | ・ 河川保全区域内における土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築又は改築 |
| 神奈川県土砂の適正処理に関する条例第4条・第9条 | * 建設工事に伴って生ずる500㎥以上の土砂を建設工事の区域外に搬出する場合の処理計画書等の届出
* 一定規模以上の土砂埋立行為を行おうとする場合の許可。
 |
| 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 | ・不特定多数の人が利用する公共的施設のうち指定施設に係るバリアフリー対応の協議 | 計画建築部まちづくり・建築指導課建築指導班 |
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） | ・一定規模以上の特定建築物に係るバリアフリー対応の協議（認定を行う場合） |
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） | ・一定規模以上の解体工事・建築等に係る分別解体計画等の届出 |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法） | ・一定規模以上の建築物に係る省エネルギー措置の届出 |

※宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項及び２項の規定による

**所管市町村の事前チェック事項**

|  |  |
| --- | --- |
| **逗子市**更新年月日：2024/04/01 | 経由担当窓口：環境都市部まちづくり景観課　〒249‐8686　逗子市逗子5-2-16　電話：046‐873‐1111消防同意窓口：消防本部消防予防課　〒249‐0005　逗子市桜山2-3-31　電話：046‐871‐4326 |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 逗子市の良好な都市環境をつくる条例 | 開発行為（事業区域の自然環境ランクによる）、木竹の伐採または移植、土石の採取で、対象面積が300㎡以上の規模のもの。 | まちづくり景観課庁舎２階https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/soshiki/1006594/1006596.html | 環境アセスメント制度。開発行為や木竹の伐採等の事業について、自然環境に及ぼす影響を事前に評価する。 |
| 逗子市まちづくり条例 | ・ 300㎡以上の開発行為* 高さ10ｍ以上の建築行為
* 共同住宅等で計画戸数8戸以上のもの
* 延べ面積1,000㎡以上の建築行為
* 宅地造成等規制法の規定による許可申請を要する行為で、区域の面積が300㎡以上のもの
* 建築物で、その周辺の地表面の勾配が30度を超え、かつ、建築物に接する地表面の高低差が3ｍを超えるもの(車庫等で、延べ面積33㎡未満かつ階高3m以下のものを除く)
* 建築基準法第88条の規定により、同法第6条の確認申請が必要となる工作物
* 第一種低層住居専用地域内における開発事業であって、その開発区域の面積が100㎡以上300㎡未満で、敷地の最下端と最上端の勾配が30度を超え、又はその高低差が3mを超えるもの。（風致地区内、建築物が存在し宅地として利用されている区域を除く）
* 建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路の位置の指定の申請を伴う開発行為であって、その開発区域の面積が300㎡未満のもの。
* 道路位置指定の公告後１年６月を経過するまでの間に、当該道路に隣接した土地で行う建築行為。
 | 開発行為に起因する紛争調整機能を包含法令に基づく許認可・確認等に先立ち条例の手続を行うよう規定している。(条例適用対象以外の行為であっても条例適用の有無判断のため手続を要する)⇒※建築確認申請書の事前経由を兼ねる「中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」及び「開発指導要綱」は廃止 |
| 逗子市景観条例 | * 300㎡以上の開発行為（1000㎡未満の宅地分譲行為を除く）
* 宅地分譲後、１年６ヶ月以内に行う建築行為
* 高さ10ｍ以上の建築行為
* 共同住宅等で計画戸数8戸以上のもの
* 延べ面積1,000㎡以上の建築行為
* 建築基準法第88条の規定により、同法第6条の確認申請が必要となる工作物(規則第3条で定める工作物を除く)　ほか

・次に掲げる特定小規模景観形成行為1.逗子駅周辺地区における商業系地域での建築物の新築・増築・改築又は移転2.逗子駅・東逗子駅周辺地区では見付面積2㎡以上の屋外広告物の設置・修繕・模様替えまたは色彩の変更 | 法令に基づく許認可・確認等に先立ち条例の手続を行うよう規定している。特定小規模景観形成行為は建築確認申請に先立ち届出が必要。 |
| 地区計画 | * 逗子アーデンヒル地区(沼間3丁目の一部)内は、行為の届出(都市計画法第58条の2)が必要
 | 行為着手の30日前までに届出が必要。提出部数：申請書・添付書類･･･各１部 |
| 建築協定等 | * **建築基準法に基づく建築協定**

「逗子披露山庭園住宅地区」「逗子市桜山1丁目住宅地区」「逗子グリーンヒル住宅地」「逗子ボローニアガーデン住宅地」**・景観法に基づく景観協定**　「山の根三丁目景観協定」* **自治会等による自主協定**

「アザリエ第一自治会」「アザリエ第二自治会」「逗子ハイランド」「東郷橋通り南東地区」「新宿3丁目13番及びその周辺地区」「リトリート・ガーデン逗子新宿3」「光明寺団地」「プライムアベニュー逗子海岸2」「新宿１丁目２番地周辺地区まちづくり協定」「ジョイコート逗子新宿三丁目」 | 各協定の問合わせ先 | 問合わせ先、建築協定等の区域は逗子市まちづくり景観課に確認して下さい。 |
| 都市計画法第53条 | * 都市計画決定された道路、公園などの都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築制限
 | まちづくり景観課庁舎２階 | 提出部数申請書・添付書類…各１部 |
| (注)・下水道施設区域内は、排水設備確認申請書（市指定用紙）の提出が必要です。・風致地区内及び近郊緑地保全区域内等での建築物の新築等の行為については、市が定めた申請書及び届出書を提出して下さい。・狭隘道路のセットバック部分の寄付に際し、登記費用、塀の除却費用について補助制度があります。・3戸以上または1,000㎡以上の建築等について、立地適正化計画に基づく事前届出が必要な場合があります。※逗子市内の全ての建築行為について、建築確認申請書の事前経由が必要です。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **三浦市**更新年月日：2024/04/01 | 経由担当窓口：都市環境部都市計画課　〒238‐0298　三浦市城山町1-1　 電話：046‐882‐1111消防同意窓口：**横須賀市消防局予防課予防係** **〒238-8550 横須賀市小川町11番地　電話：046-821-6493****※平成29年４月より、横須賀市、三浦市の２市により消防の広域化が実施され、消　防同意窓口が上記に変更されておりますのでご注意ください。** |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 三浦市まちづくり条例 | * 開発行為のうち開発区域の面積が500㎡以上のもの
* 建築のうち建築物が次のいずれかに該当するもの

高さが12ｍを超える建築物延べ面積が700㎡を超える建築物計画戸数が12戸以上の住宅* 開発行為又は建築以外の開発事業については、開発事業区域の面積が1,000㎡以上のもの
 | 都市計画課庁舎分館3階 | 　法令に基づく許認可・確認等に先立ち条例の手続を行うよう規定している（条例適用の有無判断のための事前相談手続を要する）。 |
| 三浦市景観条例 | ・次のいずれかに該当する建築物の建築等や外観を変更するもの高さが12ｍを超える建築物延べ面積が700㎡を超える建築物計画戸数が12戸以上の住宅・次のいずれかに該当する工作物の建設等や外観を変更するもの高さが6ｍを超える煙突高さが15ｍを超える鉄筋コンクリート造の柱など高さが4ｍを超える装飾塔など高さが8ｍを超える高架水槽など高さが2ｍを超える擁壁ウォーターシュートやメリーゴーラウンドなど・開発行為のうち開発区域の面積が500㎡以上のもの・次のいずれかに該当する木竹の伐採伐採区域の面積が500㎡以上のもの又は高さが10ｍ以上のもの・開発行為又は建築以外の開発事業については、開発事業区域の面積が1,000㎡以上のもの | 景観法に基づく届出行為を概要のように定め、届出等に先立ち条例の手続を行うよう規定している。 |
| 地区計画 | 「三崎口駅東地区地区計画」「二町谷地区地区計画」「引橋地区地区計画」「城ヶ島西部地区地区計画」 | 行為着手の30日前までに届出が必要。提出部数届出書・添付書類…各1部 |
| 建築協定等 | * **建築基準法に基づく建築協定**

「尾上町シーサイドタウン戸建住宅地区」「京急ニュータウン三浦海岸」「飯盛土地区画整理地」「油壺グローイングシティ」「飯盛第２工区土地区画整理地」「京急ニュータウン三浦海岸１４－２街区」「京急ニュータウン三浦海岸馬場地区」 | 各協定の問合わせ先 | 問合わせ先、建築協定等の区域は三浦市都市計画課に確認して下さい。 |
| 都市計画法53条 | ・都市計画決定された道路、公園などの都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築制限 | 都市計画課庁舎分館3階 | 提出部数　申請書・添付書類…各１部 |
| （注）　・風致地区内、近郊緑地特別保全地区内及び近郊緑地保全区域内、景観重要公共施設内での行為は別途申請及び届出等の手続きが必要です。　　　　※三浦市内の全ての建築行為について、建築確認申請書の事前経由が必要です。併せて、建築計画届出書の提出（三浦市まちづくり条例第38条）も必要です。（計画変更、工作物及び昇降機の確認申請も含む） |

|  |  |
| --- | --- |
| **葉山町**更新年月日：2021/04/01 | 経由担当窓口：都市経済部都市計画課 〒240‐0192三浦郡葉山町堀内2135 電話：046‐876‐1111消防同意窓口：消防本部予防課　〒240‐0112三浦郡葉山町堀内2050-10　電話：046‐876‐0147 |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 葉山町まちづくり条例ホームページhttp://www.town.hayama.lg.jp/chousei/keikaku/3/5667.html  | * 都市計画法の開発行為
* 建築基準法の建築行為、工作物の建設行為及び道路の位置の指定
* 宅地造成等規制法、風致地区条例、首都圏近郊緑地保全法等に規定する土地の形の変更が伴う土地利用を目的とする行為
* 木竹の伐採、駐車場等規則で定められた土地利用を目的とする行為
* 町長が特に必要と認める行為
 | 都市計画課庁舎2階 | 　法令に基づく許認可・確認等に先立ち条例の手続を行うよう規定している（条例適用の有無判断のための事前相談手続を要する）。 |
| 葉山町建築物の構造の制限及び地盤面の設定に関する条例ホームページhttp://www.town.hayama.lg.jp/chousei/keikaku/3/5879.html | * 建築基準法第50条の規定に基づき建築物の階数を制限
* 建築基準法第52条第５項の規定に基づき地盤面を設定
 |  |
| 葉山町景観計画ホームページhttp://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/toshi/4/1/1730.html  | * 高さ10ｍ以上又は300㎡以上の土地における木竹の伐採
* 高さが1.5mを越える屋外における物件の堆積
 | 行為着手の30日前までに届出が必要。提出部数届出書･添付書類･･･各１部 |
| 地区計画ホームページhttp://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/toshi/4/1/1466.html | 「湘南国際村地区地区計画」「葉山一色ヶ丘地区地区計画」「イトーピア葉山地区地区計画」「パーク・ド・葉山四季地区地区計画」「東伏見台地区地区計画」「一色上原地区地区計画」 | 行為着手の30日前までに届出が必要。提出部数届出書・添付書類･･･各１部 |
| 建築協定等 | * **建築基準法に基づく建築協定**

「インペリアル葉山パームヒルズ」「湘南国際村」「葉山しおさいの丘」* **自治会等による自主協定**

「葉山下山口白石地区まちづくり推進協議会」「一色第５町内会まちづくりを考える会」「つつじヶ丘町内会」「葉桜自治会」「イトーピア葉山自治会」「東伏見自治会」「パーク・ド・葉山四季自治会」 | 各協定の問合わせ先 | 問合わせ先、建築協定等の区域は葉山町都市計画課に確認して下さい。 |
| （注）・風致地区内及び近郊緑地保全区域内等での建築物の新築等の行為については、別途申請及び届出が必要です。（風致 ホームページ http://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/toshi/4/2/1769.html 　）（近緑 ホームページ http://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/toshi/4/2/1729.html　）※葉山町内の全ての建築行為について、建築確認申請書の事前経由が必要です。 |